

○林野庁共済組合個人情報保護管理規則の制定について

〔平成17年4月1日〕
〔16林共第164号〕

最終改正 平成30年3月28日 29林共第170号

林野庁共済組合本部長から 林野庁共済組合支部長あて
個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、林野庁共済組合が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために林野庁共済組合個人情報保護管理規則を別添のとおり定めたので通知する。

別 添

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第5項に規定する個人情報取扱事業者である林野庁共済組合（以下「組合」という。）が講ずべき措置について、その適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定め、もって個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができることにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの

イ アに掲げるもののほか、個人情報を一定の規則に従って整理することにより特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成した情報の集合物であつて、目次、索引その他検索を容易にするためのものを有するもの

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

組合が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データをいう。ただし、その存否が

明らかになることにより公益その他の利益が害されるものとして次に掲げるもの及び6月以内に消去することとなるものを除く。

ア 本人又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの

イ 違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがあるもの

ウ 国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあるもの

エ 犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあるもの

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(基本方針の公表)

第3条 本部長は、個人情報の保護に関する基本方針を策定し、公表するものとする。

第2章 管理体制

(個人情報保護管理者)

第4条 組合に個人情報保護管理者を置き、本部長をもって充てる。

2 個人情報保護管理者は、組合が取り扱う個人情報の保護体制の実施、運用等について監督を行う。

(個人情報保護責任者)

第5条 組合に個人情報保護責任者を置き、本部及び支部にあっては出納役、所属所にあっては所属所長をもって充てる。

2 個人情報保護責任者は、個人情報保護管理者が定めるところにより、本部等(本部、支部及び所属所をいう。)における個人情報の取得、利用目的の通知等、管理、第三者提供、開示等及び遵守状況の確認等を行う。

第3章 個人情報の取得等

(利用目的の特定)

第6条 組合が取り扱う個人情報については、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。)第1条第1項に規定する目的を達成する以外には利用してはならない。

(適正な取得)

第7条 個人情報保護責任者は、個人情報を取得するに当たっては、偽りその他不正の手段を用いてはならない。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 個人情報保護責任者は、別に定めるところにより、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

2 個人情報保護責任者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項及び第21条第1項第2号において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は

財産の保護のために緊急に必要な場合は、この限りでない。

- 3 個人情報保護責任者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。
- 4 前3項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより組合の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合
- 5 インターネットその他の高度情報通信ネットワーク上でその付随する機能を用いて、本人から自動的にメールアドレス等の個人情報を取得することとなる時は、その事実と利用目的を通知し、又は公表しなければならない。

第4章 個人情報の管理

(データ内容の正確性の確保)

第9条 個人情報保護責任者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

(安全管理措置)

第10条 個人情報保護責任者は、別に定めるところにより、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のための措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第11条 個人情報保護責任者は、共済組合業務従事者（以下「従事者」という。）に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該従事者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第12条 個人情報保護責任者は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

- 2 個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、契約条項に、次に掲げる事項について規定を設けるものとする。
 - (1) 安全確保の措置に関する事項
 - (2) 再委託に関する事項
 - (3) 個人データの使用及び第三者への提供に関する事項
 - (4) 個人データの複写に関する事項
 - (5) 個人データの管理状況についての管理に関する事項
 - (6) 業務完了後の個人データの返却、廃棄等に関する事項
 - (7) 事故等の発生時における報告に関する事項

(8) 違反した場合における契約解除の措置その他必要な事項

3 個人データの取扱いに係る業務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保持等個人情報の適正な取扱いに関する事項を設けるものとする。

(教育)

第13条 個人情報保護責任者は、従事者に対し個人情報保護に必要な知識の習得及び意識の高揚を図るため、個人情報保護に関する教育を行うものとする。

(個人情報の漏えい等の事案が発生した時の対応)

第14条 個人情報保護責任者は、個人情報の漏えい等の事案の発生又はその兆候を察知した場合には、直ちに個人情報保護管理者に報告するものとする。

2 個人情報保護責任者は、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、必要な調査を行い、事案に則して次の各号に掲げる措置を適切に講じるものとする。

(1) 漏えい等の事案における個人情報の範囲の特定

(2) 当該個人情報の重要度の評価

(3) 当該個人情報の漏えい経路の特定等、事案の事実関係等の把握

(4) 事案の事実関係等の公表

(5) 当該個人情報に係る本人への対応（謝罪等）

(6) 当該個人情報の原状回復（紛失した個人情報の検索及び回収、破壊又は改ざんされた個人情報の修復等）

(7) 当該個人情報に係る安全管理体制及び類似の他の個人情報に係る安全管理体制の見直し

(8) 犯罪性がある場合は、警察等への被害届の提出及び告訴

3 個人情報保護管理者は、個人情報の漏えい等の事案の発生を把握した場合には、直ちに財務省に事実関係等を連絡するものとする。

第5章 個人情報の第三者提供

(第三者提供の制限)

第15条 個人情報保護責任者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(本人への通知等により第三者に提供できる場合)

第16条 個人情報保護責任者は、第三者に提供される個人データについて、本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止することとしている場合であって、次に掲げる事項について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているときは、前条の規定にかかわらず、当該個人

データを第三者に提供することができる。

- (1) 第三者への提供を利用目的とすること。
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供の手段又は方法
- (4) 本人の求めに応じて当該本人が識別される個人データの第三者への提供を停止すること。

2 個人情報保護責任者は、前項第2号又は第3号に掲げる事項を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置かなければならない。

(第三者提供に該当しない場合)

第17条 個人情報保護責任者が利用目的の達成に必要な範囲内で、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前2条の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

第6章 保有個人データの開示等

(保有個人データに関する事項の公表等)

第18条 個人情報保護責任者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態(本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。)に置かなければならない。

- (1) 当該事業者の氏名又は名称
- (2) すべての保有個人データの利用目的(第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合を除く。)
- (3) 次項又は次条第1項の規定による求めに応じる手続
- (4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 前項の規定により当該本人が識別される保有個人データの利用目的が明らかな場合
- (2) 第8条第4項第1号から第3号までに該当する場合

3 個人情報保護責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(開示)

第19条 個人情報保護責任者は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの開示(当該本人が識別される保有個人データが存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を求められたときは、本人に対し、書面の交付による方法(開示の求めを行った者が同意した方法があるときは、当該方法)により、遅滞なく、当該保有個人データを開示しなければならない。ただし、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を開示しないことができる。

- (1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

(2) 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合

(3) 他の法令に違反することとなる場合

2 個人情報保護責任者は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの全部又は一部について開示しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

3 他の法令の規定により、本人に対し第1項本文に規定する方法に相当する方法により当該本人が識別される保有個人データの全部又は一部を開示することとされている場合には、当該全部又は一部の保有個人データについては、同項の規定は、適用しない。

(理由の説明)

第20条 個人情報保護責任者は、第18条第3項又は前条第2項の規定により、本人から求められた措置の全部又は一部について、その措置をとらない旨を通知する場合又はその措置と異なる措置をとる旨を通知する場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。

(開示等の求めに応じる手続)

第21条 個人情報保護管理者は、第18条第2項又は第19条第1項の規定による求め(以下この条において「開示等の求め」という。)を受け付ける方法として、次に掲げる事項を定めることができる。

(1) 開示等の求めの申出先

(2) 開示等の求めに際して提出すべき書面の様式その他の開示等の求めの方式

(3) 開示等の求めをする者が本人又は第3項に規定する代理人であることの確認の方法

2 個人情報保護責任者は、本人に対し、開示等の求めに関し、その対象となる保有個人データを特定するに足りる事項の提示を求めることができる。この場合において、個人情報保護責任者は、本人が容易かつ的確に開示等の求めをすることができるよう、当該保有個人データの特定に資する情報の提供その他本人の利便を考慮した適切な措置をとらなければならない。

3 個人情報保護責任者は、本人が次に掲げる代理人によって開示等の求めをしてきた場合、これに応じなければならない。

(1) 未成年者又は成年被後見人の法定代理人

(2) 開示等の求めをすることにつき本人が委任した代理人

4 個人情報保護管理者は、前3項の規定に基づき開示等の求めに応じる手続を定めるに当たっては、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮しなければならない。

第7章 苦情の処理

(苦情の処理)

第22条 個人情報保護管理者は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 個人情報保護管理者は、前項の目的を達成するため、苦情受付窓口の設置、苦情処理手順の策定等、必要な体制の整備に努めなければならない。

第8章 遵守状況の確認

(遵守状況の確認)

第23条 個人情報保護責任者は、個人情報保護の遵守状況を確認するため、原則として年1回及び必要な場合はその都度、自主点検を行うものとし、次条に規定する監査受検時に、監査員の求めに応じ、その点検結果を提示するものとする。

(監査)

第24条 本部長は、個人情報保護の遵守状況について監査を行うものとする。

2 本部長は、前項に規定する監査を行う監査員を別に定めるものとする。

第9章 その他

(見直し)

第25条 個人情報保護管理者は、適切な個人情報の保護を維持するため、常に個人情報の取得等及び管理の状況を把握し、必要に応じて個人情報の保護のための措置を見直すこととする。

第10章 雑則

(委任規定)

第26条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月1日22林共第179号)

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日29林共第170号)

この変更は、平成30年5月30日から適用する。